

集合ポストへのビラ配布は “違法”ではない！

2021年1月22日に最高裁が判断



2018年に集合ポストにビラを配布したとして、慰謝料請求されていた民事事件で、最高裁は「集合ポストへのビラ配布は違法ではない」と請求を棄却する判断をおこないました。

葛飾ビラまき事件の判決を誤解して起こされてきた裁判が、意味を持たないことが、明確に示されました。

2018年に東京都三鷹市内のマンションに「チラシお断り」の表示がある集合ポストに、市議会議員の政治団体がビラを配布しました。そのポストの使用者である住民は「ポスティングは違法だ」として政治団体に慰謝料を求める民事裁判を起こしました。

住民は、葛飾マンションビラ配布事件の最高裁判決等を根拠に、「許可なくエントランスに立ち入ったのは建造物侵入罪にあたる」「チラシ拒否の表示をしたポストに投函されたことで精神的苦痛を受けた」などと主張。10万円の損害賠償を要求していました。

2019年2月の一審判決、2020年2月の控訴審判決は、ともに住民の主張を退け、政治団体側を勝たせる判決でした。

控訴審判決は、①管理組合やポストの使用者が明確に投函を禁止・拒否していても、市

議会議員の活動ニュースを投函する目的で、住居部分ではなく扉が施錠されていないエントランスに入ることは建造物侵入罪に当たらない、②郵便受けに紙1枚程度を投函することは民事上の不法行為にならないと明確に判断しました。

葛飾ビラ事件の最高裁判決は適用できない

そして、葛飾マンション事件の最高裁判決とは「建造物への立入の対応が異なる」として、建造物侵入罪だとした住民の主張を却下したのです。

「集合ポストへのビラ配布は自由」という画期的な司法判断が確定したのです。確信を持って正々堂々と旺盛にポスティングをしましょう。

(裏面に詳細な解説)

あなたも救援会に入って自分と仲間を守ろう！

国民救援会は、これまでも「ビラまき・宣伝の自由」の学習や、警察などに干渉を受けた方たちの支援をおこなってきました。

あなたも救援会に入って、救援新聞を読み、「80問80答」を学び、自分と仲間を守りましょう。会費はひと月600円です。



救 援 新 聞

日本国民救援会愛知県本部

〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 電話052-684-5825

[1958年6月10日]
第三種郵便物認可

今回の判決の画期的な内容について 西田穰弁護士のお話(抜粋)

葛飾マンションビラ撒き事件から16年が経過しました。この葛飾ビラ弾圧事件に対しては、東京地裁は無罪を言い渡しました。しかし、東京高裁は形式だけで住居侵入を認め、逆転有罪とし、最高裁もそれを追認し確定しました。

ここ数年、宅配パスタのビラや市議会議員のビラなどのマンションの集合ポストに対するポストイングに対し、マンションの所有者や管理者が、慰謝料の支払いを求める民事裁判がいくつか起こされてきました。これらの民事裁判では、ポストイングが不法行為であるとの主張の根拠として、葛飾事件の最高裁判決が悪用されていました。

しかし近年これらの民事裁判で相次いで、不法行為は成立しないという判決が出されています。最高裁で確定したものもあります。集合ポストへのポストイングは特別な事情でもない限り、損害賠償責任を認める違法性がないということが、判例上確立したと言えると思います。

葛飾事件の東京高裁判決は表面的な事実だけを恣意的に抽出して有罪とし、最高裁も追従しました。ただ最高裁は結論こそ有罪でしたが、その判決文の内容は東京高裁判決とちょっと変わっていました。最高裁は立ち入り禁止と書いてある表示のあるマンションに立ち入ったということだけで住居侵入としておらず、7階建てのマンションの7階から3階まで立ち入って、順次ドアポストに配っていた対応を考えると、違法性は軽微ではないと指摘していました。つまり立ち入り禁止との張り紙が掲示されているマンション等であってもその立ち入りの対応や、配られたビラの内容や目的といった事情を考慮して、違法性が重大でないならば、無罪であることを前提としていました。

葛飾事件の最高裁判決の後、マンションへのポストイング自体が違法となるという「誤解」が広まっていました。

近年の複数の民事裁判は葛飾事件の最高裁判決を踏まえた上で、違法性が重大ではないという理由で、マンションの集合ポストへのポストイングに対し、違法ではないとの判決を出しています。

最高裁が表現の自由によって保証される正当な事由のあるビラ配りであるかをきちんと峻別し、葛飾事件の荒川さんに無罪を言い渡していれば、現在、多数行われている無意味な民事の損害賠償の裁判が、引き起こされることもなかったでしょう。最高裁は、いま葛飾事件のツケ払いをさせられていると言ってもいいと思います。

近年の民事裁判の判決は、集合ポストへのポストイングが問題とされていますが、本来、表現行為の保障という観点から考えれば、憲法が集合ポストへのビラ配りか、ドアポストへのビラ配りかで、保証の程度に差異を設けているとは思えません。

それにも関わらずドアポストと集合ポストで区別をして萎縮しながらビラ配りをしなければならぬ現在の状況は、葛飾事件で最高裁が犯した過ちによる歪な状況だと思えます。

